

編輯局報情

週報

號日二十月一十

昭和十六年十月二十一日 第三種郵便物認可
（毎週、回水曜日発行）

臨時増税案に就て

明年度の修業年限短縮
戦時下壯丁の思想調査
國際危局と我が發明界
生活必需品讀本——食肉

最近の獨米關係

五錢

266號



露光量違いにより重複撮影

臨時議會が世界注視の裡に開かれる。
議會を通して新内閣の決意の明らかとなる、舉國一體、時艱突破に邁進あるのみ。

週報

第二六六號
十一月十二日

現下の時局と臨時議會……
臨時増稅案について……大藏省……
修業年限の短縮について……文部省……
戦時下壯丁の思想調査……文部省……
國際危局と我が發明界……特許局……
職業指導と學校……文部省……
生活必需品發本……農林省……
食肉……農林省……
通風塔……
危機迫る獨米關係……

週日誌

十一月三十一日(金)
▽皇軍、作戰目的を達成、鄭州を撤退
▽臨時増稅案要綱發表さる
▽第十二回明治神宮國民體育大會開始
▽鐵道運賃上げを第五回物價對策會議で可決
▽米價遂にルーベン・ゼームス號、アイスランド西方で撃沈さる
十一月一日(土) 觀望の日
▽皇軍、借陽會南也北方に新作戦を展開
▽在支行政機構の統合につき、外務、興亞院兩當局談を發表
▽煙草値上げを斷行
▽陸軍豫科士官學校、朝霞町(埼玉県)に移轉
▽米國稅關當局、日本向郵便物を閉封、檢閲す
十一月四日(火)
▽皇軍、汝南會南也を占領
▽許可、認可等行政事務處理簡捷化に關する要綱を閣議で決定
▽厚生次官に武井群嗣氏就任
十一月五日(水)
▽皇軍、山東省に新作戦を展開
▽皇軍、確山會南也を占領
▽來栖三郎大使、野村大使援助のため米國に派遣さる
▽日本海上で機雷のため氣比丸沈没す
▽日本、ブラジルの文化協定の批准交換なる
十一月六日(木)
▽氣比丸事件に關し、我が方ツ勝に嚴重抗議す

露光量違いにより重複撮影

臨時議會が世界注視の裡に開かれる。

議會を通して新内閣の決意の明らかとなるどころ、舉國一體、時艱突破に邁進あるのみ。

週報 第二六六號 十一月十二日

現下の時局と臨時議會……………

臨時増稅案について……………大蔵省

修業年限の短縮について……………文部省

戦時下壯丁の思想調査……………文部省

國際危局と我が發明界……………特許局

職業指導と學校……………文部省

生活必需品の本質……………農林省

食肉……………農林省

通風塔……………

危機迫る獨米關係……………

週問誌

十一月十一日◎

▽皇軍、作戦目的を達成、鄭州を撤退

▽臨時増稅案要綱發表さる

▽第十二回明治神宮國民體育大會開始

▽鐵道運賃値上げを第五回物價調整審議會で可決

▽米穀運賃ルーメン・ゼーメス社、アイスランド西方で墜沈さる

十一月十日◎

▽皇軍、信陽會館を北方に新作業を展開

▽在支行政機構の統合につき、外務、興業、陸軍當局談話を發表

▽陸軍機料士官學校、朝霞町官舎に移轉

▽米國陸軍當局、日本向郵便物を閉封、檢閲す

十一月九日◎

▽第十六回(普通第六回)支那事變生存者論功行賞の御沙汰あらせらる

十一月八日◎

▽皇軍、汝南會館を占領

▽許可、認可等行政事務處理簡捷化に關する要綱を閣議で決定

▽厚生次官に武井群陽氏就任(十一月五日)

十一月五日◎

▽皇軍、山東省に新作戰を展開

▽來橋三郎大使、野村大使接見のため米國に派遣さる

▽日本、ブラジルの文化協定の批准交換なる

十一月六日◎

▽氣比丸事件に關し、我が方ソ聯に嚴重抗議す

現下の時局と臨時議會

東條新内閣は、時局に關して緊急を要する追加豫算案と法律案の協賛を求めため、臨時議會の召集を奏請、十一月十五日から開會される。

政府提出議案の主なるものは、軍事費及び米穀増産臨時對策に必要な追加豫算案、浮動購買力吸収を目的とする臨時増税案等で、特に増税案はわれわれの日常生活にも大きな影響を及ぼす問題であるが、いづれも時局下に緊急やむを得ないものである。

以上のほかに、今度の臨時議會は、國策遂行に關する現内閣の確乎たる決意をこの機會に披瀝し、帝國議會を通じて國民の理解と協力を求めるといふ、大きな政治的意義をもつてゐる。即ち、東條新内閣がこの臨時議會を通じて國民に、内外の緊急事態とこれに處する政府の方針を表明し、その諒解と支持を求めて、舉國一致、斷乎たる方策に邁進せんとする點に重大な意義を有するのである。

「支那事變を完遂し、大東亞共榮圈を確立して世界平和に寄與するは、帝國不動の國是なり」とは東條内閣成立直後の政府聲明劈頭に明らかにされてゐるところであつて、既定方針による支那事變の

完遂と大東亞共榮圈の確立は、皇國の自存自衛を全うし、東亞の安定を圖るための絶對的な要請である。

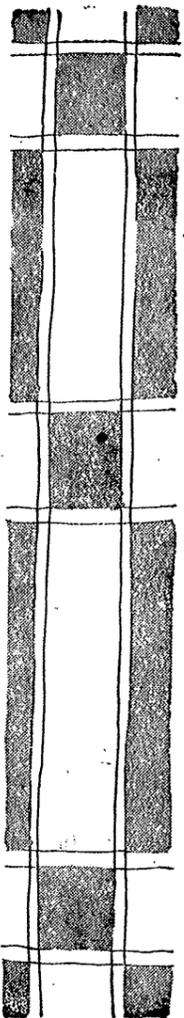
聖戰四年餘、われわれは支那事變の根底に横はるものが何ものであるかを、凝視しなければならぬ。日米交渉は八月二十八日の對米メッセージ以來、あらゆる努力を試みたが、かへつて依然たる撥

蔣行爲の強化、米英蘭蔣を連ねる對日包圍軍備の充實となつて現はれてゐる。我が國のあらゆる平和的努力にもかゝらず、なほ東亞の新らしい事態を認識せず、謬つた對日態度を改めぬ國があるとすれば、その秋こそわれわれは、驟然として起つ決意を要する。十萬英靈の血を以て戦つた支那事變は、あくまでも完遂しなければならぬ。皇國の自存自衛を脅かすものがあれば、斷乎として排除しなければならぬ。

徒らに交渉を遷延せしめて、帝國を窮地に陥れるやうな術策には斷じて乗つてはならない。一方、歐洲戦争の進展による國際情勢の急展開に對しても深い注意を拂はねばならない。

こゝに皇國は、今や興廢存亡の岐路に立つといつても決して過言ではない眞に未曾有の難局に直面してゐるのである。時艱突破の途はたゞ、御秘威の下、全國民が一丸となり、不退轉の決意を以て邁進するところのみ開かれる。

この秋に當つて、全世界注視の裡に臨時議會が開かれる。やゝもすれば我が國論の分裂を云々して實力を過小評價する諸國に、今こそ全國民鐵石の決意と團結を示すべき秋である。



臨時増税案について

大 藏 省

はしがき

政府は、現下内外の情勢に鑑み、この際間接税を中心とする臨時増税を取り急ぎ実施する必要ありと認め、そのための法律案を臨時議會に提案すべく、目下その手続を進めつつある。

今次事變が始つて以來、これで五度目の増税となるわけである。當局としては、皇國未曾有の重大時期に際會し、國民各位がますます時局認識を深くして、負擔の増加に對處すると共に、一面、經濟生活においても、今次増税の趣旨に鑑み、消費の節約、貯蓄の増加に努め、時局の要請に即應する態様を整へるやうに希望するものである。

以下、今次増税の趣旨と内容について、概略を説明しよう。

一 増税の趣旨

現下の緊迫した國際情勢下において、支那事變を完遂し、大東亞共榮圈の確立を圖るためには、臨時軍事費を始め、その他の戰時態勢強化のための諸経費の増加は避けざるを得ない情勢にある。従つてこの際、一面、不急不要の諸経費を徹底的に節減しても、我が國歳出の總額が今後なほ相當に膨脹すべきことは、國民の豫じめ覺悟して置かねばならないところである。

また一面、最近における經濟諸情勢に照して考へると、この際、出來るだけ國民の購買力を吸収し、消費の抑制を圖る必要があることは、既に國民一般の認めてゐるところである。そして、今後における國家需要の増加と、これに伴ふ國民消費壓縮の必要等を考慮すると、購買力の吸収と消費の抑制に努める必要は、ますます加重されるものといはねばならぬ。

そこで政府としては、將來における財政需要の規模、國民經濟と國民生活に及ぼす影響等について十分の考究を重ね、税制の全般に亘る増税計畫を樹立し實行するため鋭意調査を進めて來たのであるが、これにはなほ相當の検討を要するのと、また一面、臨時議會の會期等も考慮し、現下並びに將來の經濟情勢に照し、早急に實施を要すと認められる購買力の吸収と消費の節約を圖ると共に、差當り増加すべき歳出の財源の一部に充てるため、こゝに間接税を中心とする増税案を、切陸して今回の臨時議會に提案することとしたのである。なほ、直接税の増徴等については、次ぎの通常議會に提案の見込である。

今次の増税案の作成に當つては、國民精神の緊張、生活態様の刷新を圖る等、戰時態勢強化の必要性に顧みると同時に、負擔力の關係を考慮し、奢侈的な消費に對しては可及的に高率の課税を行ふと共に、國民生活上、この際としては、比較的に不急と認められる方面の消費に對する課税につき、或る程度の税率を引上げ又は課税範圍を擴張する方針を採ることとしたのである。

今回の増税案の内容は、後述の通りであるが、その要點を説明すると、まづ遊興飲食税、物品税及び入場税は、この際大幅の増徴を行ふことにし、その最高税率を、遊興飲食税は百分の百(藝妓の花代)に、物品税は百分の五十(貴金屬製品、化粧品等)に、入場税は百分の八十(例へば歌舞伎の一等)に引上げることにし、なほ遊興飲食税と物品税は課税最低限の引下げ又は課税物件の擴張を行ふことになつてゐる。

また酒税と清涼飲料税は、それごとく大體に五割程度、砂糖消費税は二割程度の増徴を行ふことにし、また建築税や骨牌税、物品切手に對する印紙税は大體に十割程度の増徴を行ひ、通行税も他の消費税との權衡を考慮し、特に一等と二等を重くして相當の増徴を行ふことにしてゐる。なほ、間接税の課税の對象となる課税物件について、今次の増徴税額に相當する價格の引上げは、間接税の性質や増徴の目的等に照して當然であるので、これを認める方針である。

なほ、今次の増税は、一般の國民生活に若干の影響を齎すであらうが、しかし決してこれを脅威するやうなことはないものと考へる。しかし、政府では一面、國民生活上の必需物資の供給の確保と、配給の適正等に關し各般の措置を講じ、國民生活の最低限度の確保を期すため、一段の努力を重ねることになつてゐる。

一、増税案の内容

酒税 酒税は、總税額において大體五割程度の増徴を行ふこととした。酒類の中で消費高の最も多い清酒(日本酒)は、現在一石について造石税四十五圓と庫出税二十五圓の合計七十圓であつたが、庫出税を一石につき三十圓(一升三十錢)引上げ、造石税の四十五圓と合せて百圓(一升一圓)とし、その他の酒類すなはち合成酒、麥酒、味淋、白酒、濁酒、焼酎、果實酒及び雜酒も清酒との權衡を保つやうに、主として庫出税につきそれごとく適當と認める税率の引上げを行ふことにしてゐる。

清涼飲料税 清涼飲料税は、總税額において五割程度の増徴を行ふことにしてゐる。この増徴の割合は第一種玉ラムネには軽く、第三種ソーダ水等に重くするやうに考慮されてゐる。

砂糖消費税 砂糖消費税は、現在の負擔、消費の性質等に照し、増徴程度を最も軽くし、總税額において大體二割程度の増徴を行ふことにしてゐる。例へば第二種、すなはち白砂糖は、現行百斤につき十圓の税率を十二圓(二斤二錢の引上げとなる)に引上げ、その他の砂糖や糖水、糖蜜の税率も、これと權衡を保持するやうに、それごとく適當と認める税率の引上げを行ふことにしてゐる。

物品税 物品税のうち第一種と第二種は、周知のやうに、奢侈的な性質をもつ物品と、國民生活上、比較的不急と認められ又はその消費が負擔力を示すと認められる物品に廣く課税するのであるが、今次増税の趣旨等に照み、奢侈的な性質が特に濃厚と認められる甲類の物品例へば貴金屬製品、毛皮製品、樂器、寫真機、ゴルフ用具、化粧品

等には、現行税率百分の二十を百分の五十に引上げ、その他の物品、即ち乙類には、現行税率百分の十を原則として百分の二十に引上げることにしてゐる。なほ、一般的に間接税を増徴して廣く國民一般の購買力を吸収し、消費の抑制を圖る必要があるので、現行第一種物品の課税最低限を引下げると共に、新たに課税物品の擴張を行ふことにし、すなはち釣用具類、煙火類、大理石等を乙種に追加し、また、懐中電燈、味の素等の調味料等を新たに丙類に追加し、これに百分の十の税率を以て課税することにしてゐる。

なほ、物品税のうち第三種は、砂糖との權衡を考慮し、餘等に二割程度の増徴すると共に、新たにカッカリンに對し一トンにつき十圓の税率で課税することにしてゐる。

遊興飲食税 遊興飲食税は、前に述べたやうに、今次の増税の趣旨に照み、最も大幅の増税を行ふことにした。すなはち、まづ藝妓の花代は、現行税率百分の三十を百分の百に引上げ、その他の花代や花代以外の料金も相當の増

徴を行ふことにしてゐる。また花代以外の料金に對する課税最低限の撤廃または引下げを行ふことにし、例へば花代の件は一般の食料金には、現在の課税最低限三圓を二圓五十錢に引下げるやうに考慮してゐる。なほ、食事代を除き五圓以上の宿泊料にも、新たに百分の二十または百分の三十の税率を以て課税する。これらの遊興飲食税の増徴によつて、總稅額において大體二十五割程度の増加となる見込である。

入場税 入場税も相當に大幅の増徴を行ふことになつた。すなはち、入場税の現行税率百分の十乃至百分の三十を百分の二十乃至百分の八十に引上げることにしてゐる。但し現行十九錢の課税最低限は据置き、活動寫眞の大部分は税率を百分の二十とすることになつてゐる。

通行税 通行税は、他の消費税との權衡等を考慮し、相當の増徴を行ふことにした。今回の増徴は一等と二等の税率を特に引上げ、三等の増徴額は、一等と二等に比べて小額に止めてゐる。また、この機會に課税範圍を擴張し、

新たに廢臺料金に對しても一割乃至三割程度の税率で課税することにしてゐる。

建築税 建築税は課税範圍を擴張し、旅館、撞球場、俱樂部等の用に供する家屋にも課税すると共に、現行税率百分の十を百分の二十に引上げることにしてゐる。

骨牌税 骨牌税は、大體十割程度の増徴を行ふ。
物品切手に對する印紙税 物品切手に對する印紙税も、十割程度の増徴を行ふことにしてゐる。

三、増收額その他

今次の増稅案の概要は以上に述べた通りであるが、今回の増稅によつて國庫收入の増加すべき額は、平年度約六億三千万圓、昭和十六年度約一億七千万圓の見込である。

なほ、今次の増稅案は臨時議會を通過次第、なるべく速かに實施する見込である。また、朝鮮、臺灣、樺太等の外地においても、大體内地に準じ、内地と同時に臨時増徴を行ふ見込である。

昭和十七年度における

修業年限の短縮について

文部省

教育の臨戦體制として、去る十月十六日の官報で、大學學部等の在學年限又は修業年限の臨時短縮に關する勅令が公布され、これにもとづいて昭和十七年三月に大學の學部、専門學校、高等師範學校、實業學校教員養成所及び實業學校などを卒業する豫定の者は來る十二月末に卒業し、同時に公布された兵役法令にもとづき、該當の者は本年十二月に施行の臨時徴兵検査を受け、合格した者は明春二月入營して國防の第一線に立ち、その他の者は國家社會の需要に應じて各方面において國家總力戰の一翼を擔當することになつた。この措置は我が國教育史上未だ前例を見なかつたもの

であつて、最近の内外の情勢に應じて急速に決定實施されたため、學校當局においても、また學生生徒としてもいろいろ困難な點があるにもかかわらず、よくその趣旨を理解して、目的の達成に向つて努力してをられるのはまことに欣快に堪へない。

今回更に昭和十七年度における在學年限又は修業年限の臨時短縮が決定し、十一月一日これに關する文部省令が公布されたので、以下その解説を試みることにしよう。

昭和十六年度における修業年限の短縮については、すでに十月二十二日號の「週報」で解説し、また徴兵検査に關する

質疑については、十一月五日號の「週報」に解答を掲載してあるから、それらを参照していただきたい。

明年度における在學年限又は修業年限の短縮と本年度との異同

今回の在學年限又は修業年限の短縮は、最近の緊迫した我が國內外の情勢に對處するため、國防に直接の要員を充足し、また國力を維持培養する産業に従事すべき要員の需要に應ずることを主眼とした臨時的措置であることは既に述べた通りであるが、明年度における修業年限の短縮は、短縮を行ふ學校の範圍が廣くなり、且つ短縮の期間も本年三ヶ月であつたのが、六ヶ月に決定して、その影響するところが極めて大きい。そして、今日から教育に萬全を期すべき學校當局は勿論のこと、學生、生徒諸君や一般の父兄によく理解してもらはねばならない點が多いので、本年度の短縮と比較しながら以下に述べることとする。

明年度における修業年限の短縮が本年度と異なる第一點は、學校の範圍である。本年度に在學年限又は修業年限を

短縮する學校は左の通りである。

- (一) 大學學部
 - (二) 專門學校及び實業專門學校
 - (三) 高等師範學校及び女子高等師範學校(教育科及び研究科を除く)
 - (四) 專門學校の修業年限三年以上の研究科及び別科
 - (五) 國民學校の初等科修了程度をもつて入學資格とする修業年限五年以上の實業學校、國民學校の高等科第一學年修了程度をもつて入學資格とする修業年限四年以上の實業學校及び國民學校の高等科修了程度をもつて入學資格とする修業年限三年以上の實業學校(夜間授業を爲すものを除く)
 - (六) 實業學校の修業年限三年以上の高等科
 - (七) 專門學校令第五條の資格をもつて入學資格とする修業年限三年以上の學校又は前二號の實業學校に準ずる私立學校
 - (八) 實業學校教員養成所
- これに對し明年度においては、右の(一)乃至(八)の各種の學校のほか更に
- (一) 大學豫科

- (二) 高等學校高等科
 - (三) 臨時教員養成所
 - (四) 國民學校高等科修了程度をもつて入學資格とする修業年限四年以上の夜間の實業學校
- が新たに短縮されることになつた。

本年度の大學や專門學校が修業年限を短縮したのにかゝらず、何故高等學校や大學豫科の修業年限の短縮を行はなかつたとかといふに、高等學校も大學豫科も殆んど卒業生のすべてが大學へ進學するので、卒業を繰上げて引つゞき大學へ入學させねば無意味である。ところが大學では、來年一月から入學させて授業を行ふのに相當無理があり、殊に學年の始めと終りが一年生二年生でまち／＼では將來長期に亘つて學校の制度上、授業上甚だしい混亂がつきまよふことになる。今回の省令により、來年は大學も高等學校及び大學豫科も九月卒業することになるが、それ迄には相當準備も出來、また學校の制度上授業上の困難も防ぐことが出来るので、高等學校及び大學豫科が新たに六ヶ月短縮されることになつたわけである。

従つて現在高等學校の二年にゐる人々は、明年九月高等學校を二年半で卒業して大學に入り、大學が現行のまゝだと、それから三年後の昭和二十年の九月に卒業することになるわけである。教員養成機關については、最近の中等程度學校の教員の不足に對應するために修業年限を短縮することになつたのであるが、明年度においては男女高等師範學校及び實業學校教員養成所のほか臨時教員養成所も短縮することとした。最後のものに就いて本年度は短縮しなかつたのは本年度は未だ卒業生がないからである。(十月二十二日附週報二六三號五頁上欄に臨時教員養成所を本年度において短縮するとは誤り)

なほ、明年度においては國民學校高等科修了程度をもつて入學資格とする修業年限四年以上の夜間の實業學校も修業年限を短縮することとした。この夜間實業學校は本年度においては、學校の性質上教授時數に晝間の學校程の彈力性がなく、同様に短縮して繰上げ卒業せしめるに適當しないので、教育上の見地から短縮しないこととし、その代りに教育實習の方法で社會の要求に應じつゝ知識技能を

練習させ、同時に就職上世間の卒業生より不利にならないやうに措置したのであつたが、明年は今日から十分に準備し學力の漸進を期することが出来るので、これも同様に修業年限を短縮することにした。殊にこの種の實業學校は學校卒業生使用制限令の適用を受けるものが大数なので、社會の切實な要望にも應へられ、生徒の就職上の不利も除かれてその繰上は大いに意義があるわけである。

實業學校の高等科は主として職業學校に多く、實質上は専門學校と見るべきものであるが、明年度においては他の専門學校と同様に取扱はれることになつた。

ところで、中學校や高等女學校の修業年限をどうして短縮しないかといふことであるが、中學校や高等女學校でも實際に社會における働きは頗る大きいので、現在の事情からいへば勿論多々すすんで辨すであつて、これ等も早く卒業させらるゝに越したことはないが、年限の短縮は教育上緊急非常の措置であるので、必要やむを得ない範圍に止むべきものであつて、目下の情勢では大學や専門學校及び

實業學校を短縮すれば必要を満すことが出来るからである。しかしながら、中學校や高等女學校についても本年度は明春三月卒業後に就職する希望をもつてゐる者に對しては、十二月までに必要の學科を成るべく完了させて在學のまま職業實習につくことが許されることになつた。

これと同時に、その他の者も學校報國隊の一員として、國防上、國民生活上緊要な方面に向つて積極的に活動し、學業にこそしみなながら國の總動員態勢の強化に貢獻させることになつたのである。中學校と高等女學校は明年度においても修業年限を短縮せず、今年と同様の方法で時局の要請に應へることになるであらう。

第二に異なる點は、繰上卒業の時期である。本年度はすべて三月月繰上げて十二月末に卒業することになつたが、明年度においては前記の中等程度の實業學校(夜間のものを含む)及びこれに準ずる學校だけは、本年通り三ヶ月短縮されて十二月に卒業するが、他は大學、高等學校、専門學校及び教員養成所等すべて六ヶ月短縮して九月卒業することになつた。

すなはち、例へば現在大學の工學部の第三年にゐる人は明年の九月には卒業することとなるので、これらの人は學校の授業のほか實習、制作等、相當に多忙であらうし、法學部にゐる人は明年四月頃國家試験を受けねばならぬことにならう。また卒業論文を提出せねばならぬ人もあるであらう。まことに學園も多忙となるわけであるが、時局の趨向を敏感に察知する學徒はすべて、わが國が直面してゐるこの時局の重大さを十分に理解してゐる筈である。支那事變を處理し、東亞共榮圈を確立するわが國の前途はなほ遠慮である。これがためには教育により、國力の根本を培ひ、恒久の對策が周到に立案實施せられねばならぬ。と同時に現在の國際情勢は、眞に今日を以て明日を豫測することが出来ない程に複雑深刻であり微妙を極めてゐる。今日隣時たりとも安閑たることを許さない。むしろ國家の總力を現在に結集して、常に我に待つありの備へを固め、我に恃むあるの確信を強固するの要今日より急なるはない。卒業期を短縮し學徒をして國防の第一線に立たしめんとし、或ひは産業戦線に送らんとする所以は、實に國家の總力をたゞ今から

寫眞週報 十一月十二日

時二第礼立の時一

- 臨時議會開く(十一月五日)
- 獨逸の進展と聯軍の動向
- 蘇聯國策の方向について
- 世界のダムと電力
- 日滿共同防衛に鐵壁の陣を敷く關東軍と滿洲國軍
- 世界第二の水壑ダム完成(朝鮮)
- 進軍する滿洲國の兵器陣
- 明治神宮國民體育大會に體育國策の演練くり展げらる
- 次代の精銳を隣組で育てませう(大阪)
- ドイツの水陸兩用自動車
- 一、統制會を設立して完壁を期する經濟新體制
- 一、戦争と増税
- 一、ピルマとはかういふところ
- 一、少國民も職業戦線へ進出せよ

最高度に發揮せんがためにほかならないことを銘記せねばならぬ。

進學と就職

明年度の繰上卒業の時期は前述の通りであるが、入學試験は大學の學部を除き他はすべて昭和十八年の三月に行はれる豫定である。たゞ大學豫科及び高等學校が九月に卒業することになるので、大學學部の入學試験は明年の九月頃に行はれ、合格した者はひきつゞき十月から入學することになる。高等學校や専門學校等が卒業生は九月に出しながら、直ちに中等學校から進學させないのは、前に述べたやうに學制上の混亂を誘發させないためである。就職については本年度と同様である。

兵役その他

明年度の主として卒業生を對象とする徴兵検査は、目下未定であるが、四月頃の豫定であつて、検査に合格した者は卒業後入營することになるわけである。

たとか、その他やむを得ない事情のため長く在學してゐる者に對しては、本人の願出によつて在學徵集猶豫の期限一はいは猶豫してもらふことが出来る。この場合には學校長から滯學證明書を添へてやむを得ない事由にもとづくものであることを證明することになつてゐる。
なほ同一の學校に在學する期間といふのは、徵集猶豫のある甲の學校から乙の學校へ轉校する場合、甲の學校を中途で退學して乙の學校へ入學する場合、甲の學校の在學期間が乙の學校の在學期間に通算されることを注意する必要がある。

以上はすべて本年十二月に行はれる臨時徴兵検査と同様の検査が行はれる場合の該當者をいふのである。これは検査を行ふ際に學生であることを原則とするから、今年専門學校を卒業する人で明春三月に大學の入學試験を受けるために今年の十二月の徴兵検査を受けないで済んでゐたが不幸入學試験に合格しなかつた人や、現在豫備校や自宅で勉強してゐる人、明年三月に高等學校を卒業して大學へ入學できなかつた人は、一般の人と同様に通常徴兵検査を受けるわけ

そして明年度において在學中徴兵検査を受けねばならない人は、左の各號の一に該當する人である。

- (一) 十月十六日公布された陸軍省令第二號に規定された所定の最高年齢に該當する者
- (二) 未だ右の最高年齢に達してはゐないが、同一學校に在學する期間がその學校の修業年限(短縮された學校ではその修業年限)から八ヶ月を差引いた期間を超えるに至つた者(例へば早稻田大學の理工學部に入學してから一年十ヶ月経過してゐる者をいふ)

但し専門學校あるひは高等師範學校に在學してゐる者で大學令による大學の學部の試験を受けようとする者及び中學校、實業學校、師範學校、青年學校教員養成所、高等學校または大學令による大學豫科に在學してゐる者については、八ヶ月を控除せず、その修業年限に相當する期間だけ入學以來経過した者(例へば高等學校に入學してから二年半経過してゐれば、三年生でなく二年生でもこれに該當するわけである)

しかし病氣休學とか、交換學生となつて外國へ留學し

である。

十月三十一日に公布された陸軍省令第三號により、現に高等學校高等科または大學豫科最高學年に在學してゐる者であつて、十月十六日公布の陸軍省令第二號に規定する徵集猶豫の最高年齢に該當するため「在學徵集延期期間満了届」を提出した者は右届出は必要がなくなつたので、左記様式の「在學徵集延期期間満了届返戻願」を本籍地の市町村に差出せばよいことになつてゐる。

様式。 在學徵集延期期間満了届返戻願

先般在學徵集延期期間満了届を提出致し陸軍省令第三號(十月三十一日)及び同省令第二號(十月十六日)の公布に依り一年間徵集延期期間延長セラレ候ニ付テハ右届出返戻願提出後及願出候旨

本籍地	何	氏名	何	出生年月日	何
現住地	何	道府縣	何	郡市區	何
在學學校	何	在學年限	何	年	何
ノ修業年限	何	年	何	月	何
何々縣區區徴兵官	何	某殿	氏	名	何



戦時下壯丁の思想調査

傾向を示し、思想的に壯丁を

文部省では、昨年全園からその地方の一般的傾向を比較的よく示してゐる市町・農山村・漁村を選び、それ等の市町村で徴兵検査を受ける壯丁一道府県約六五〇名づつ、約三万人に、青年の思想傾向を最も端的に反映すると思はれる問題十項目について質問し、時局下壯丁の思想調査を行ひましたが、最近この結果が整理されましたので、ご紹介しませう。

非常時下の青年として真にたのもしく感じられます。教育程度の高い者ほど批判的な態度や建設的な意見が多く、低くなるにつれて批判的な態度は少くなり、素朴な、また時には受動的な傾向が窺はれます。

傾向を示し、思想的に壯丁を代表してゐるのは青年學校卒業程度のものであつて、前回の調査で（昭和五年）小學校卒業程度の壯丁が全般的な思想傾向を代表してゐたことに比べますと、この十年間に壯丁の思想的水準が若干上つて来たことが分ります。

生活態度

まづ「我等が暮してゆくためには、どんな心掛けが最も大切だと思ひますか」といふ第一問に對しては、「世の中の正しくないことを押しつけてどこまでも清く正しく暮すこと」「自分一身のことを考へずに公のためにすべてを捧げて暮すこと」といふ二つの意見が最も多数であつて、滅私奉公の精神は時局によつてますます昂揚されてゐることを窺はれます。

一般の思想傾向

まづ各項目を通じ、解答の大部分は最も堅實な意見に集中されてをり、

全壯丁の一般的思想傾向に最も近い

まづ「我等が暮してゆくためには、どんな心掛けが最も大切だと思ひますか」といふ第一問に對しては、「世の中の正しくないことを押しつけてどこまでも清く正しく暮すこと」「自分一身のことを考へずに公のためにすべてを捧げて暮すこと」といふ二つの意見が最も多数であつて、滅私奉公の精神は時局によつてますます昂揚されてゐることを窺はれます。

とが分ります。また財産や名譽、趣味等に執着する個人主義的な立場に立つ解答は、前回に比べて二分の一以下に減つてゐます。

興亞奉公日の感想

第二問では、興亞奉公日に對する感想を求めましたが、これに對しては、「本當に意義のあることだ」、「もつと眞剣にやらなければならない」といふ解答が圧倒的でした。そして「もつと眞剣にやらなければならない」といふ意見が、都會地の青年に比較的多かつたのは、興亞奉公日にふさはしくない事件が、従來、ともすると都會に多く起り勝ちであり、青年がこれをよく目撃してゐるからではないでせうか。

非常時生活の態度

第三問の「近頃國民の日常生活が不

自由になつて来てゐますが、これについて諸君はどう思ひますか」といふ問に對しては、「國民一般がもつと物を節約しなければならぬ」といふやうな者がこれに次いでゐます。

がこれに次ぎ、生活の不自由を統制の不完全を歸した者は市に最も多いことは注目すべきことです。

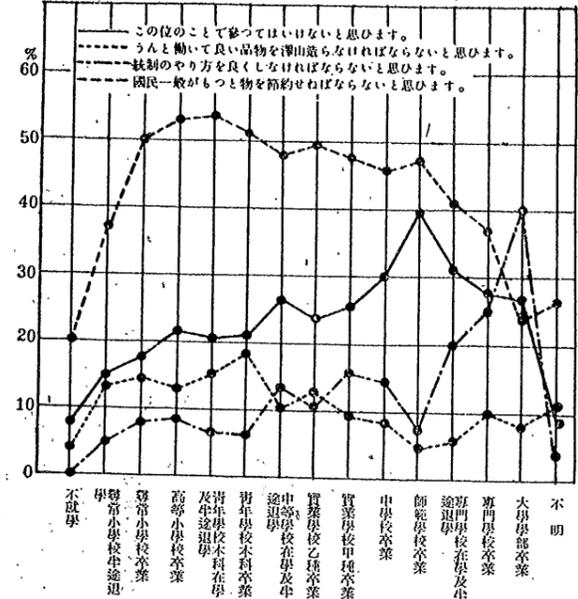
仕事に對する態度

第四問の「我等が自分の仕事を一生懸命にやるのは何のためでせうか」といふ問に對しては、「お國のためになるから」「働くことは人の本分だから」といふのが多く、この中に「親を喜ばせるため」といふのがありましたが、その内譯をみますと、學歷の低い者程これを選んだ率が高く、これ等の青年には働いて親を養ふ必要のある者が多いことを反映してゐるのでせう。

支那事變への見解

第五問の支那事變に對する見解を問うたものに對しては、「我等はどんなに苦しくても戦争の目的を達するまで

「頭張らねばならないと思ひます」といふのが歴史的に多数で、他に事變に對する國民の覺悟が十分でない指摘してゐる者や、長期戦の覺悟を固めなければならぬとする者が多く、支那事變に對する青年の覺悟は殆んど例外なく強固なものがあつて、なほ、この問題については、學歷による解答率の相違が他の問題の場合よりも少く、事變に對する思想戦線が統一されてゐる證として喜ぶべきことです。



第六問は「諸君は如何處で暮さうと思ひますか」といふ質問に對しては、職業のためには何處へ行つてもよいといふ者、大陸進出を希望する者、故郷に住みたいといふ者、海外發展、都會、農村等の順になつてゐます。都會に住みたいといふ者は豫想外に少く、多數の青年が都會の文化に憧れて都會へ流れてゆくといふ従来の常識は訂正されなければなりません。青年は必ずしも都會に憧れてゐるのではないのです。都會における職業が、好むと好まざるにかかはらず、青年を都會に吸引するといふのが正しい見方ではない

の解答を選んだ者は概して學歷の高い青年に多く、神佛の前に立てば自然に頭が下るといふ敬虔な心持を抱く者は、比較的に教養の高い者の中に多いことが明らかにされました。

親善國はどこか

最後の第十問では、壯丁の一番好きな國を訊ねたのですが、第一位はドイツ、第二位がイタリヤと答へ、獨逸兩國で全壯丁の約九割の人氣をさらつてゐます。米佛英等はいづれも三%にも充たず、最近の國際狀勢から言つても蓋し當然の結果でせう。面白いことは、ドイツを選んだる壯丁の率は、學歷の高くなるにつれてはつきりと上昇してゐます。これはインテリ層が讀書等によつてドイツの優秀さを最もよく知つてをり、また學術的方面で、しばしばドイツの進歩した研究が参考となつてゐる結果でせう。

現政治への希望

第八問は現代政治に對する希望ですが、「歐米諸國に遠慮なく國策を斷行してもらひたいと思ひます」とか、「力強い政治をしてもらひたいと思ひます」といふのがいづれも高率を示してゐます。強力政治について注目すべきことは、「獨裁政治がよいと思ひます」といふ解答者があつましたが、これは一三%しかなく、青年は我が國の國體をよく認識して、強力政治は希望するけれども、獨裁政治は避けよう

生活場所の希望

第九問の「諸君は如何處で暮さうと思ひますか」といふ質問に對しては、職業のためには何處へ行つてもよいといふ者、大陸進出を希望する者、故郷に住みたいといふ者、海外發展、都會、農村等の順になつてゐます。都會に住みたいといふ者は豫想外に少く、多數の青年が都會の文化に憧れて都會へ流れてゆくといふ従来の常識は訂正されなければなりません。青年は必ずしも都會に憧れてゐるのではないのです。都會における職業が、好むと好まざるにかかはらず、青年を都會に吸引するといふのが正しい見方ではない

(文部省)

國際危局と我が發明界

國際危局と我が技術界

過去において歐米の技術は自由貿易の波に乗つて、わが國へもどしどし流れ込んでゐたのですが、最近のやうに國際的な領國情勢が激化してきますと、わが國の技術界もまた歐米依存の安易な態勢をとつてゐることはできません。従つて發明を保護助成する我が特許制度も、これに應じた態勢をとらなければならぬ。

です。すなはち、わが國の發明界は、今後どんな足取りで進まなければならぬか、また特許制度といふものは、どんな風に運用されなければならぬか、といふやうな點について、はつきりした認識をもつてゐなければならぬと思ひます。

同時に、他方において今後に対する國防力を培養してゆかなければならぬのです。

これまでは英米國內から相當に物資の供給を仰いでゐましたが、今後はもはやこれを當てにすることができず、殊に獨ソ開戦に伴つてシベリア經由による樞軸國側との通商が事實上不可能となつてきましたので、わが國としては、文字通り東亞共榮國內で自給自足する途を確立し

なければならず、現在の東亞共榮國內にある資源で一應自給できるとしても、それらの資源を今直ちに利用することは困難です。

から考へてきますと、共榮國內から補給できるから安心だといつてゐることは決してできません。そこで、まづ資源の開發工作をしなければなりませんし、それらを加工するところへ輸送し、また、それらを需要地へ送らなければなりません。

そして開發工作、加工、輸送等にはそれ／＼機械が必要であり、またその機械を作る機械も必要です。その上これ等の機械を働かせるには電力、燃料等が必要ですから、これらについても考へなければなりません。ところが、從來わが國が最も大

きく海外に依存してきたものは技術です。

ちよつと私達の周圍を振返つて御覽なさい。汽車も、電車も、自動車も、飛行機も、電燈も、ラジオも、テレビジョンも、元はといへば、みな外國の技術を輸入して出来たものです。

最近では、これらに對する國內の技術も著るしく進歩したといはれてゐますが、まだ外國の技術を凌駕するところまではいつてゐないと思はれます。機械を作る機械、すなはち工作機械も米國が賣つてくれな

の努力を要するものと考へられま

す。

石油につきましても、内地と北樺太油田の開發等に努める一方、人造石油製造事業法によつて、人造石油の製造を奨励してゐますが、その人造石油の製造技術も、元はといへばドイツで發明されたものです。

ゴムも日本には産じません。米國ではアセチレンや石油の分解ガスを合成してゴムを作る發明をしてをりますし、ドイツやソ聯でも、アセチレンや石油の分解ガスを合成してゴムを作る以外に、馬鈴薯を醱酵させてゴムを作る方法を發明して、それぞれ工業化され、相當量の生産が行はれてゐます。わが國では、最近有機合成事業法によつて人造ゴムの

生涯に着手しましたが、これまた歐米に一步先じられたことを否定できません。

もちろん、わが國の技術は全部が全部海外依存ではありませんが、技術の第一線なす發明界から大局的に見ますと、前記のやうに、何といつても海外依存であつたことは、何人も否めないと思ひます。

それにもかゝらず、情勢の趨くところ、國際的な鎖國状態はますます激しくなつてゆくものと考へなければならず、技術もまた、それに伴つて國際的な交易が困難となるものと考へなければなりません。こゝに好むと好まざるを問はず、わが國技術陣の劃期的な振興が要望されるやうになつた理由があるのです。

技術の公開と特許制度

技術の國際的な鎖國情勢が、このやうに深刻になつてまゐりますと、まづ誰もが考へることは、わが國の技術をもつと一躍進させなければならぬといふことである。その次に考へることは、わが國にあるよ技術はなるべく廣く活用するやうにしなければならぬといふことである。

すでに、科學技術新體制確立要綱が決定されました。前に述べた目的に副ふやうな方針が確立されたのですが、こゝに考へなければならぬことは、わが國にある技術をなるべく廣く活用するやうにするには、具體的にどんなことをしたらよいかと

いふことです。

先日ス・フの製造會社やアルミニウムの製造會社が、お互ひに工場を開放して技術を公開したことも技術を廣く活用することの一つの現はれです。従來、優秀な技術をもつてゐた會社は、それを獨占して自分の會社だけが最も有利な立場に立つてゐようとする自己本位の考へから、よい技術は決して公開しなかつたので、最近技術の公開が國家的に見ても必要であるといふことがだん／＼認識されてきましたので、前に述べたやうな技術の公開が方々で行はれるやうになつたのですが、このことは國家にとつてまことに喜ばしい傾向といはなければなりません。

しかし、こゝに疑問を生ずるのは特許権のことである。技術は前記のやうにして公開するが、技術の精髓である特許権は開放しないといふのは、一般の人々は折角技術が公開されても、その特許に關する技術を使用することはできません。

それならば、特許権も開放して誰にも使へるやうにしたらどうかといふことになり、更にさかのほれば、もと／＼國家が特許権を與へることをしない方がよい。いひ換へれば、特許制度がない方がよいではないかといふことになり、國家は特許制度を布いて發明家に獨占権を與へてをり、また一方では技術を公開することを勤めてゐるのであります。

特許制度は、一つの有効な技術公

で、まことに矛盾したことのやうに考へられ、こゝに特許制度に對する大きな疑問が起つてくることである。

そのためか、一部の人は特許制度などない方がよいのだとか、また過去において我が國はこの特許制度があつたため、大變損をしてきたのだといふ人があるやうにも聞いてみますが、これは特許制度といふものがよく分らず、たゞ、事の表面だけを論ずる人の言葉であつて決してさうではありません。そこで、私達は先づ特許制度の意義、役割について考へてみる必要があります。

特許制度の役割

特許制度は、一つの有効な技術公

開の方法であるといへば不審に思ふ方もあつて可い。しかし特許制度は正にさうしたものであります。

すなはち、一國の産業經濟の進歩發達を圖るためには、優秀な發明考案を個人に私藏させないで、廣く一般に利用させなければならぬのでありまして、その代償として國家が一定期間を限り財産権として、その發明考案を獨占させるといふ考へ方が、特許制度の根本なのです。

財産権がよく保護されてゐないと、ここに活潑な經濟活動は望めません。これと同様に、發明がよく保護されない處には、發明の勃興も工業の躍進もありません。

支那を御覽なさい。あの膨大な地域と古い歴史をもつ國が、發明

界からみれば實に貧弱なのは、結局、發明を十分に保護助成してゆく制度がなかつたからせう。

残念ながら、わが國の發明界も明治の初年に特許制度を布くやうになるまでは、さうめざましいものではなかつたといへます。

左甚五郎の技術が如何に優れてゐたとしても、それは一人左甚五郎だけが利用できる技術で、これを國內の全大工が知ることとは勿論のこと、利用することなど到底できなかったことでしたし、しかもそれは左甚五郎一代限りで消滅してしまふ技術です。

その他有名な刀鍛冶や埴物師等が出ましたが、その技術を利用するのは僅か數人の人々に限られてを

り、又それを受け継ぐ人がなければ、それ限りで消えてしまふので

このやうに、わが國でも昔はよい技術が秘蔵されてきたのですが、これといふのも、これ等を保護助成する制度がなかつたからで、特許制度は結局發明家に一定期間特許権は公

告後十五年、實用新案は登録後十年を限つて發明を獨占させ、その代償として秘蔵され勝ちなよい發明を公表させ、一般社會に利用の機会を與へるものなのです。

これは技術や工業を躍進させるためにはどうしても必要なものでありまして、決して特許制度があつたらとつて、技術の發展が遅れたり、阻害されたり、または、わが國が損

したといふやうなことはないのです。

それどころではなく、明治初年に特許制度を布いて以來、徳川三百年の鎖國時代のうちに、進んだ海外の技術を二氣に吸収し、明治、大正、昭和と、わが國の技術界は實に目ざましい躍進をして來たのです。

このやうに、わが國の特許制度は遅れてゐる技術や工業を急速に進歩させるのに十分役立つて來たのですが、しかし、當時は何といつてもわが國の技術は世界の水準より遅れてゐたのですから、この間に急に世界の水準に追いつくためには、先進國の優秀な技術を購入しなければならぬので、海外へ技術者を派遣して技術を習得して來たり、機械を

購入したり、特許権を譲りうけて來たりしたのでありまして、それを見て我が國は損をした、損をしたといふ人がありますが、これはいさゝか近視眼的の批評といはざるを得ません。

特許制度とその調整

以上述べたやうに、特許制度といふものは結局發明家を保護し、よい技術を公表させ、技術や工業の躍進を計るにはどうしても必要な制度であります。しかし、特許制度もこれを正しく利用されないやうな場合には、國家に對して必ずしも有益な制度とはいひ切れないところもありません。

例へば特許権をとつたが、その發

明を實施しようとしないう人があつたり、他人が過つて自分の發明を實施するのを待つてゐて、権利を振りまはしてその人に高く特許権を賣りつけたたりするやうな人があつては、折角の特許権も商工業の妨害となり、技術の死蔵となるばかりでなく、特許制度の根本精神にも反するわけですから、嚴に慎まなければなりません。

しかし、發明をしたのは山々だが、それを實施する設備がなかつたり、經濟的その他いろいろの理由で實施できない人もあることせう。また特許権を他人に譲渡しようとしても、適當な相手が見つからなかつたり、値段が折合はなかつたり、相手の人がそれを商業上その他の理

由で實施したくない時もある。またまた逆に、他人の特許を利用しようとしても値段その他の點で折合はなかつたりあるでせう。

本當に國家的にみて重要な發明が、上記のやうな理由で、實際問題として互に流用されることが困難であれば、これを適當な國家機關を介して調整することが必要でせうし、また技術の公開が行はれる場合にも、それに伴つて特許権もそれを實施しようとする人々に正當に開放されなければなりません。

このやうに、特許権の正しい調整といふことは、よい發明を廣く活用する上には是非必要なことですが、しかし、この場合、特許権者が不當な損をするやうなことがあつては、も

ともの特許制度を布いて發明を保護しようとする主旨に副はないことですから、その間適正な補償が行はれるやうにしなければならぬのは當然です。

これが過日の科學技術新體制確立要綱中に謳はれてゐる、「特許權（工業所有權）の有償流用」の精神であり、總動員法第十四條の規定も、以上の精神に則つて運用されなければならぬのであります。

また特許が軍事上または公益上必要な場合には國家がそれを收用することができるのであります。これは特許法第十五條及び第四十條に規定されてゐますが、これもまた同様の精神に基づくもので、適當な補償が行はれることは勿論です。

「このやうに、從來やゝともすると、獨占排他の特權のやうに考へられてゐた特許權に對し、流用、活用の法的用意がされてゐるのであります。このことは個人の權利を極度に尊重した從來の思想に對する眞の意味の公益優先的な修正が加へられたものとみてよいもので、戦時下日本の發明界は、この線に副ふ方向に導かれてゆかれなければならぬものと考へられます。

資産凍結と我が發明界

次ぎには對外的問題、特にさき頃の資産凍結による我が國の發明界に及ぼす影響について簡単に説明しよう。

英米その他の非樞軸國側は、去る

七月二十六日以降、わが國の經濟壓迫を狙つて、いはゆる資産凍結令を實施しました。

これに對抗して、わが國も亦去る七月二十八日に外國人關係取引取締規則を公布し、これ等の非樞軸國側の經濟壓迫に應酬することになりました。

そして特許權、實用新案權等の取得、處分等が、この許可をうける對象として含まれてゐるのであります。許可の實施は情勢如何によつても變化しますが、場合によつては相當窮屈になるものと考へなければなりません。

なほ、こゝに特許權等の取得、處分等とは、特許權等を賣買したり、實施權、質權等を設定したりすることと

解せられます。

そこで、この資産凍結に伴つて、わが國はどんな影響を受けるかといふことを考へますと、まづ英米等に於ける我が國の特許權は幸か不幸か比較的少く、約千件程度とみられますのに對し、わが國にある英米等の特許權数はざつと四千件とみられ、しかも、その中には相當優秀なものも含まれてゐますから、資産凍結によつてお五ひの特許權が縛られることになれば、そのために蒙る影響は、我が國より却つて英米等の方に大きく響くものと考へられます。

しかし、これは眼の前だけの問題でありまして、今後英米等の發明や技術の流入が相當困難となる場合を想像しますと、今回の資産凍結は、

必ずしも我が國の發明界の將來にとつて樂觀を許さぬものがあります。

一體、外國がどしどし日本へ特許を出願して來たり、技術に關する雜誌や文獻を送つてきたりしたことは、何も單なる廣告や宣傳だけではありません。結局は自分の國のよい技術を日本へ賣込んだり、特許で日本における商賣を獨占して、うんと儲けようといふのにほかなりません。

ですから、日本との商賣が困難であるといふことになれば、勢ひ特許を取つたり、書籍を送つたりすることが不利となるばかりでなく、日本へよい技術を紹介すれば、それだけ日本を利することになり、國防上

からいへば、非樞軸國にとつて全く損な話です。

こんなわけで、われわれとしては、今後は當分、非樞軸國からのよい發明や技術が我が國へ流入することは、ますます減るものと想定して、これに對處しなければなりません。

ですから、今回の資産凍結によつて直接に蒙る我が國發明界の影響は比較的輕微ですが、今後海外發明の輸入が困難となることを考へますと、決して樂觀してはゐられないのであります。わが國の發明界は、今後一層の奮起が要望されるわけです。

(特許局)

職業指導と學校

文 部 省

十一月十日から職業指導強調運動二週間が展開されてゐるが、これは過去十一年に亘つて行はれて來た年中行事である。しかし特に本年は臨戰態勢下、國民皆勞の聲とともに勤勞報國が強化されようとしてゐる際、この運動の意義は一層に深い。しかも職業を通じて國に報ずることは、單なる臨機啓發指導よりも、寧ろかゝる心構へに關するしつかりした教育によつて、初めて眞の成果を擧げることが出来るのであるから、職業指導に對して教育部面が受持つ任務は極めて重大である。文部省が厚生省と協力し、財團法人大日本職業指導協會の主催するこの運動を極力支援する所以もまた實にこの點にある。

學校における職業指導

教育機關における職業指導については、なほ比較的 generally知られてゐないやうだが、國民學校を初め各種の

學校では、それ／＼その特質に應じ兒童生徒に對して適切な指導を行ふことになつてゐる。今、簡単にその概要を述べよう。

まづ學校として最も力を注ぐ事項は、職業報國の信念の育成である。或ひは職域奉公の精神の陶冶といつてもよく、また職分精神の鍊成といつてもよい。兎も角、國民の凡てを動員して職業報國の實を擧げさせようとしても、國民の一人々々がその眞意を正しく理解し、進んでこれをなさうとする氣構へを持つてゐなければ、到底所期の成績を收めることは出来ない。こゝに確乎とした信念の教育の重要性があり、また學校としてこれを職業指導の主眼とする理由が存するのである。

そのためには學校は各教科を通じ、また特設された時間職業の意義や大勢について教へ、眼界を廣くすると共に、正しい職業精神を會得させ、なほ一般授業以外に、

實習、行軍、集團訓練等の機會を利用して、かゝる知識や信念を實踐に移すことにも努める必要がある。

次に學校は、兒童生徒の職業進出に關する指導を行ふ。選職は國民としての職域奉公の第一歩の踏出しであるから、その指導の重要性は前項に次ぐといつてもよい。そしてこれは周到入念な個性、環境等に關する調査をまつて、初めて適正を期することが出来るので、學校としては平素からかやうな調査をして置き、卒業期には國民職業指導所等と緊密に連絡して、國家的な見地から適材適所の進路指導を行ふのである。

更に學校は卒業後の情況にも注意を拂ひ、職業についた後の輔導に努める。これは勿論、就職先等と協力して行ふのであるが、かゝることは全く學校における職業指導の効果の徹底化を期するために外ならない。

以上述べたやうな職業指導の要項は、必ずしも凡ての學校において完全に實施されてゐるとはいひ難い。何れかといへば、従來は特定の學校や特定の地域にあつては盛んに行はれたが、その他ではまだ餘り力が入れられてゐないといふ傾向がないでもなかつた。しかし、今や一面

國民教育の根本理念に照らし、また他面、刻下の勞務動員の急務に鑑み、國民學校たる中等學校たるを問はず、また、いづれの地域たるを問はず、如上の施設が各學校において、急速にまた徹底的に實施されるべき機運が到來してゐるのである。

父兄と社會へ望む

學校における職業指導の本質と内容は以上のやうなものであるが、この教育とそれに關聯する施設事項を實際に効果を擧げるために欠くことの出来ないのは、これに對する父兄や一般世人の理解と協力とである。實にこれなくしては、到底學校の職業指導は本當に行ふことは出来ないといつても過言ではない。

それには、まづ兒童生徒の父兄や一般社會の方々に職業指導がどんなものか、また、それはどんな意味で行はれるかをよく了解して貰はなければならぬ。特に重要なことは、その國家的な立場からの必要性である。即ち皇國民の鍊成には、職分奉公の精神の陶冶が不可缺の條件であることや、國民皆勞の實行には在學中の職業指導的

な教育が基礎的な要件となることをよく知つて置きたい。人々の中には、學校において職業指導が行はれてゐることを知つてゐるが、それは唯、國民學校高等科のやうな就職希望者の多いところで、職業指導所と一緒にやつてゐる就職斡旋のことくらいにしか考へてゐない人があつても知れない。しかし、その程度の理解では困るのである。職業指導は、叙上の意味で、凡ての児童生徒に對する職分精神の陶冶を主眼とするものであることを了解されたい。次にその人々の職業指導に對する積極的な協力を切望したい。學校の児童生徒といつても、それは結局父兄にとつては可愛いわが子であり、社會にとつては大切な次代の國民である。わが子の將來の職業は、その家庭、社會にとつての最大關心事である。従つて父兄なり、一般世人が、これらの児童生徒の職業指導に關し、進んで學校に對して眞剣に協力する態度を執るべきは當然である。その場合最も大切なのは、職業を選定する場合に、個人の立場よりも國家の立場を先にするといふ態度である。これは父兄としては、情におひて甚だ忍び得ないこ

とであらうが、しかし、このやうな場合は、特に私情を捨てて國家の要請に服することが絶対に必要である。若しわが子の職業を選定する際に、國家的な大きな見地に立つて考へなかつたならば、國民がそれらの職域に應じて、國家に奉公するといふ國家的體制は何時になつても確立できないことになる。父兄達がこの點をよく理解し、長年に亘つて児童生徒を手懐けかけた先生方と隔意のない懇談を遂げれば、それこそ理想的な職業相談が出来上がるであらう。直接にわが子の問題ではない一般世人も、このことを理解し、それらの立場でこれを支援する態度が望ましい。以上、第十一回全國職業指導運動の開催を機とし、學校における職業指導の概要を述べたが、この運動の行事としては、中央と地方を通じラジオ放送、講演會、座談會等の開催、冊子等の配布、映畫の上映などが、學校に關しては児童生徒や父兄を對象とした各種の行事が行はれることが、父兄や一般世人がこの機会に、職業指導に關し一層認識を深められんことを切望する。

生活必需品の讀本

10

今年の春頃から肉なし日が全国的に行はれてゐますが、肉類は野菜や魚類に代つて、私達の生活にはなくてはならぬものになつてゐます。そこで農林省では、その出廻り不足の対策を講じて、生産と配給の圓滑化に努力してゐます。これから、その肉類についてお話しませう。

食 肉

最近、肉の問題が喧しく論ぜられるやうになりましたが、その需給關係の現状を申しますと、まづ需要の方では、内地では最近、畜肉と鳥肉を合せて年に四千七百万貫も消費されてゐます。このうちの九十六%は國內で生産され、残りの四%が輸入されてゐるわけ

です。事變が始つてから、軍用や一般の需要が激増して來たのですが、輸入品が減つて來ましたので、國內での増産を圖る一方、一般の消費を抑へて、大體、順調な需給を保つて來ました。ところが、昭和十五年頃から飼料の不足などのため畜産が次第に困難になり、豚や鶏などが減産し始めて、出廻りは次第に窮屈になつて來ました。例

へば、豚は一昨年の百三十万頭に對し、昭和十五年には百二十万頭が屠殺され、また、鶏の飼養羽数は一昨年五千万羽あつたものが昨年は四千五百万羽になり、いづれも一割程度の減少となつてゐます。しかし、肉の中で最も重要な牛は、減少どころか、昭和十五年の國內生産は、前年に比べて二百万貫も増えてゐます。

このやうな事情ですから、肉類全體の生産はさう大して減つてゐるわけではありません。たゞ、需要の増加が餘りにも大きいので、需給の均衡が次第に尖はれ勝ちになつて來てゐることは事實ですが、今日のやうな出廻り不足は、物の不足よりも、出荷配給の機構が従來の自由經濟時代のまゝの複雑な組織であるためです。そのために、公定價格が出来て、これを守らせることが非常に困難で、公定價格を指定する際、一寸した隙間があつたりしたために、

物はこの隙間に流れこまうとして、物の偏在といふことになり、物の不足感をますます強める結果となつたのです。

ですから、肉類を適正に配給するには、どうしても今までの配給機構を再編成しなければなりません。再編成して配給を適正・圓滑にすれば、軍需用のものなどは優先的に確保できますし、一般の家庭にも不出を掛けないで済みます。そこで農林省では、各方面の意見を聴き、いろいろと研究した結果、今年の七月に統制の大綱ともいふべき食肉等配給統制要綱を決定しました。そして、これに基づいて中央統制機關として日本食肉統制株式會社を設立し、また地方の出荷配給機構の整備を進めて來ましたが、九月二十日には食肉配給統制規則を公布し、十月二十日から實施してゐます。次ぎに、この規則を説明させよう。

この規則で統制されるものは、肉にする牛や豚馬、山羊、綿羊とその肉、それから食鳥と鳥肉です。まづ家畜の肉からお話しませう。

まづ畜肉を全國的に統制するために日本食肉統制株式會社を造りました。この會社では、全國の肉畜を一手に買ひ入れて屠殺し、これを全國へ計畫的に配給します。つまり、食肉會社では畜肉の生産と配給を獨占し、この會社でなければ、肉にするために家畜を屠殺することが出来ないことになつてゐます。また、全國の畜産農家は、食肉會社以外へは肉にする家畜を賣り渡さないことになつてゐます。そして、この農家から會社へ家畜を出荷するには、原則として地方長官が指定する生産者團體の統制に従つて行はれる仕組みになつてゐます。尤も馬とか山羊、綿羊のやうに肉にするために出荷する計畫を立てるのが難しいものは、生産者團體を通じて出荷す

ることは強制されてゐません。この生産者團體といふのは、原則として畜産組合聯合會のことです。

なほ、肉になる牛や豚の出荷を全國的に調整を圖るために、この生産者團體の全國聯合團體に對して農林大臣は全國的な出荷計畫を立てることを命ずることになつてゐます。これを具體的に申しますと、帝國畜産會といふ畜産中央團體に全國的な出荷を指導し統制させるわけです。さて、食肉統制株式會社では、一手に買ひ入れた肉畜を屠殺し、その肉を農林大臣の承認を受けた配給計畫に基づいて、各道府縣の配給機關や大口軍需、例へば粗練廠へ配給します。配給を受けた各道府縣には、卸賣業者を中心とした商業組合(又は會社)があつて、一手に荷受し、これを地方軍需や肉加工業者へ直接配給するほかは、

全て小賣業者に配給し、飲食業者などの分は、どんなに大口のものであつても、直接配給はしません。また今まで、とかく家庭用のものが業務用に流れ勝ちでしたが、今度は地方長官が家庭用と業務用の配給割合を指示して、業務用のものは小賣店で取扱はずし、その團體の共同販賣所だけで販賣させることにして、家庭用の配給を確保しようとしてゐます。

次に食鳥と鳥肉について説明しましょう。食鳥とは、農林大臣が指定する食用鳥類のことですが、差當り鶏と鶯を指定することになつてゐます。鳥肉とは鶏と鶯の肉です。この食鳥の集荷統制は主要な生産府縣について實施することになつてゐます。例へば、愛知縣や静岡縣のやうな大量生産縣を農林大臣が生産道府縣として指定するのですが、この指定された縣の地方長官は集荷機關を指定し、

集荷は全てこの機關にさせます。従つて、この機關以外の者は飼育者から食鳥を買つたり、販賣の委任を受けたたりすることが出来ませんし、また、飼育者が生産した食鳥は必ずこの集荷機關に出荷しなければなりません。また、生産道府縣から他府縣へ出荷するにも、この集荷機關か又は委託を受けた者に限られてゐます。従つて、いはゆる産地買付は出来なわけです。

この集荷機關が集荷した食鳥と鳥肉を、その生産道府縣内の消費に向ける分は地方長官の指定した配給先に、また次に述べます指定消費地域へ出す分は、その畜肉配給機關に出荷することになつてゐます。その他の分も地方長官が指定した配給先以外へは出荷できません。なほ、この生産道府縣からの出荷を調整するため農林大臣は生産道府縣に出荷割當をします。そこ

で集荷機關では、地方長官の指示に従つて出荷計畫を建てて出荷します。

このやうにして出荷された食鳥や鳥肉は、東京や大阪などの消費地へ入りますと、次ぎのやうな機構を通じて各家庭の臺所へ届くことになります。農林大臣は、京濱地區とか京阪神地區とかいつた地域を指定消費地域として指定して、この地域への入荷を一手で荷受けし、配給する機關を設けます。この指定消費地域へ搬びこまれた食鳥や鳥肉は、全てこの機關が引受けるわけですが、この機關は、指定消費地域内の卸業者を株主とする會社ですが、この會社では、軍需のやうな優先的なものは直接に配給しますが、その他のものは全て小賣業者團體を経て小賣業者に配給します。この配給は、家庭用と業務用の配給が混同しないやうに、畜肉と同じやうに、數量の割合と配給の経路を區分して、各家庭へ回滑に

なほ、肉類の公定價格が十月二十日に決定しました。御參考までに御知らせしませう。

- 【牛肉】(百斤當り)
 - ◇甲地方(東京、神奈川、大阪、各府縣、および名古屋、京都、神戸、福岡市等) △枝肉一等八十八錢、二等七十八錢、三等六十五錢、四等五十錢 △正肉一等一圓六十錢、二等一圓三十錢、三等一圓、四等八十錢
 - ◇乙地方(甲地方以外) △枝肉一等八十四錢、二等七十四錢、三等六十二錢、四等四十七錢 △正肉一等一圓五十錢、二等一圓二十錢、三等九十錢、四等七十錢
- 【豚肉】 枝肉 甲地方六十二錢六厘、乙地方五十九錢六厘 △正肉 甲地方一等一圓、二等八十錢 △正肉乙地方一等九十錢、二等七十五錢
- 【馬肉】 △枝肉一等二十八錢三厘 △正肉四十五錢
- 【山羊肉】 △枝肉 一等七十一錢 △正肉一等一圓二十錢 △枝肉四十五錢 △正肉八十錢

むすび

回を重ねること十回、大體これで「衣食住」のうち
の主な「食」について、生産から配給までの説明を
終りました(書真類については、八月十三日號、第二五
三號を御らん下さい)。

御承知のやうに、戦時下の銃後の生活は、平時と
は異つて何かにつけて窮屈になつて来てゐます。し
かし、この程度のことでは、戦地の兵隊さんや、ヨー
ロッパ諸國の人達に比べたら問題ではありませぬ。
戦争が五年も続きながら、餘り大して困つてもゐな
い日本の食糧の豊富なのは、外國人は驚き、羨し
がつてゐるさうです。

しかし、東亞共榮圈を確立するには、まだ前
途は遠く、そしてまた幾多の障害と艱難が横はつて

ゐることは、十分に想像できることです。私達は、
これらの障害を打ち破つて、所信の貫徹に邁進しな
ければなりません。

近代戦は總力戦であるとは、言葉としてではな
く、私達は日常身を以て感じ體驗してゐること
です。

私達の食生活を出来るだけ合理化すること、單に
量ばかりを見ないで、食物の栄養量とカロリーを十
分に吟味して、戦時下の生活に適しい食物を造り上
げることこそは、銃後の食生活に對する私達國民の
義務です、それがまた何よりのご奉公でもあるの
です。

次號からは、商工省關係の「衣」に關する生活用
品の生産と配給について、お話しすることにしま
す。

——農林省——



一編 著 讀一

東條新内閣に望む断

超非常時局下、吾々は鐵石
の意志と、迅速的確なる實行
を以て、多難なる情勢を突破
せんとする東條内閣を迎へた
のである。

吾々は實に斯る強力内閣の
實現を切望してをったのであ
る。従來の政治を三省してみ
るに、複雑微妙を極める時代
の推移に處するには餘りに果
断を缺いたのである。然して
ますく複雑の度を加へし

め、その進退をきへ東條する
に至つたのである。かゝる政
治、政策が、今日の日本にお
いて全く無意味なことは言を
またない。複雑を極める現下
の狀勢に處するに、迅速的
確なる實行を以てし、複雑よ
り單純化の方途をはかること
こそ急務である。しかして更
に起り來る問題に對して、十
分なる餘力、餘裕を以て當ら
なければならぬ。これ實に
一見簡易にして、なし得ざり
し一大問題なのである。

この秋、實に新内閣に望む
ものは、正しい意味における
積極的な革新を措いて他に
ないのである。希はくは微意
を酌取られんことを。
(東京 加藤孝三郎)

自轉車のタイヤ配給

ゴムの需給が如何に困難で
あるかは、われわれ國民とし
て十分認識せねばならないこ
とである。しかし、その許さ
れた範圍内においての最少限
度の配給の適正については一
考を煩したいと思ふ。われわ
れ産業戦士、特に遠距離通勤
者にとつて、しかも、住宅難
の甚だしい現下においては、自
轉車こそは唯一の生命である
にも拘らず、自轉車は勿論
そのタイヤに至つては、全然
われわれの手には廻つて來な
くなつたのである。

この際、是非とも配給機構
の再檢討とその適正を期して
戴きたい。少くとも遠距離通

勤者のために、須らく業者達
の合法的な需を絶滅して戴く
だけでも相當な緩和策とな
るのではあるまいか。住宅難
下の交通機關として、この唯
一の産業戦士の足の擁護につ
いて、生産擴充の上からも
一考を切願する次第である。
(山口 中川也)

——商工省の回答——
自轉車タイヤ・チューブに
ついては、昨年一月から配給
統制を實施し、新舊品引換制
により、古いタイヤ・チユー
ブを持つてこなければ、新品を
配給しないといふ建前で統制
してきたのですが、供給力
があまり増加しない一方、需
用の方は激増の一途をたどつ
てをり、配給統制をもつと強

化する必要がありますので、近く切符制を實施し、また重點的配給を行ふことにし、特に軍需工場と生産擴充工場等の遠距離通勤用には、最優先的に配給することになりますから、この方面の不足も相當緩和の見込です。

隣組強化策

隣組は今日國家社會の重要な構成基本となつた。今後隣組の發育、強化に大いに力めねばならぬ。隣組の健全は和によつてはじめて得られる。ところが、この和に缺けた隣組をしぼく耳にする。

和に缺けた隣組ならば却つてなきに如かぬ。とかく、團體に和を缺く原因は、彼が、他は、彼奴が、彼

奴は、といふ心の根である。誰だつて裸になれば同じものまた自分だつてときに不平は生ずるものである。これら心のなをなくするは、謙讓である。

謙讓こそ和の第一義である。和なればすなはち、骨惜しみ、物をしみする者もなく、協力の實が擧がるのである。一家のやうな隣組に私は仲間入りをしてゐる。幸福の限りである。組の方が皆、ガツク、バラツク、氣とらず、我意を張らず、出し惜しみ、骨惜しみなどしないからである。結局、譲り合ふを第一主義としてゐるからである。

隣組強化の第一對策として、もつと謙讓の思想養成を

なす必要がある。

(東京 福島正徳)

體力章と身體検査

第二三三號の「通風塔」に體力章を以て入學時の身體検査に代へよとの意見があまりましたが、上級學校の入學時に行はれる身體検査は、折角入學が許可されても、果してその人の健康が將來の修學に堪へてゆけるかどうか、それを見

るために行はれるものです。従つてこの身體検査は、主として疾病及び異常、即ち全身状態、脊柱、胸腺、眼、耳、鼻及び咽喉、皮膚、歯牙、呼吸器、循環器、色素等について、くわしく調べるものが肝要なのです。

入學時の身體検査は、この

やうな意味で行はれるのです

から、一般青年に自己の運動能力を知らせ、體力向上の認識を深めるために行はれる體力章検査とは、自らその目的を異にするものですから、この兩者を混同して論ずることとはゆるされないわけです。

そこで上級の學校に進む人々も、進んで體力章検査等に參加して、自らの體力を知り、ますます健康に留意して、上級學校へ進まれることが、國家としては最も望ましいところですよ。(文部省)

④の隣組調査表

最近、一般國民能力調査として町内會隣組を通じて行はれた調査表はすべて、となつてゐるが、これには申告者の

給與、日給等を洩れなく記載するやうになつてゐる。現在の町内會、隣組の指導者は、収入の多寡によつて尊敬の度合を決める状態で、特に婦人はこれによつて人格を云々するといふ程で、指導に熱心な連給官吏等は、この申告によつて附近のお内儀から急に軽く見られて困ると歎してゐる。かゝる紛はもつと調査表記載の事項取扱について技術的に當局が考慮を拂つて貰はないと、折角の調査も一般國民は正しい申出を躊躇するといふ弊害を生み、その根本精神にも反することになりやう。

(京都 相田忠)

防空訓練の後

今次の防空訓練が前回に比

して著るしい進歩向上を示し殊に隣組の活躍は隔世の感がある。しかも訓練後には明治神宮、靖國神社への參拜行進となり、理想に報い、護國の英魂に感謝して隣組の國防體制を遺憾なく發揮した。これが従来の演習では警報解除のサイレンが鳴るや否ややれ慰勞會、やれ温泉旅行など不真面目な行動に出づるものが、少なくなつた。

今回かゝる弊風がなかつたことは甚だ嬉しかつたが未だ皆無ともいへない。僅か一週間や十日の訓練で何で慰勞が必要か、戦場の將兵諸氏を慮へ、若しも自己の慰勞を欲した時こそ、ソレ／＼戦地へ慰問袋を送るべきではないか。

(東京 竜田)

車内の不潔

汽車に乗つて特に感ずるところは車内の不潔である。車内の掃除は撒水して時々行はれるが、これは乗客のお互がもう少し注意したら、掃除しなくてももつと清潔にお互が氣持よく旅を続けられるのではないか。鐵道省に望むことは、車内の一隅に塵芥箱を備付けることである。乗客に望むことは、食物の屑や辨當の殼等は必ず、この箱に入れることである。車内が狭いといふかも知れぬが、洗面所の中にも一寸工夫すれば備付けられると思ふ。(栃木 若山良忠)

優遇に洩れた聲の家

扶助料は戦死者の妻子、父母、未成年の兄弟に限定せら

れてゐるため、戦死者が生前扶養してゐた成年の不具の兄弟とか病者の姉妹には及ばない。

こんな家庭では他の遺族の優遇をうらやみ、不安の暗い生活に泣いてゐる。これは下情が上達されないために、いつまでもこの規則が改正されず劃一的なものになつてゐるのではないかと思はれるが、この關係方面の方々には下情を訴へて、でき得れば早速改正して、優遇に洩れてゐる氣の毒な家庭に笑ひを取り戻してやつて欲しい。(兵庫 N.M.)

住所氏名を明記して下さい
「通風塔」に多數の原稿をいただいておりますが、封筒に住所氏名のないものが相層にあります。これは臨時郵便物扱ひで送りますから、住所氏名は自由ですが、封筒には住所氏名を必ず明記して下さい。



危機迫る獨米關係

自國內のみならず、齊しく列強の注視を果ててゐる米國の中立法改正案は、去る十月十七日、二五九票對一八八票を以て下院を通過して上院へ廻附され、恰もそれと時を同じうして、米驅逐艦のカーニー號が北大西洋のアイスランド沖において、ドイツ潜水艦の襲撃を受け可成りの損傷を受けた旨が發表され、米國朝野は非常な衝動を感じ、この事件が上院における中立法改正案の通過に拍車をかける結果となつた。

かくて上院に廻附された中立法改正案は、商船武装のほか、戦争區域立入り許容に關する條項が附加されて審議は進められ、上院通過による同法案の成立は最早時

間の問題となり、こゝにルーズヴェルト大統領の企圖する「米國參戰態勢」の完了を告げ、いよいよ米國今後の對獨行動が極めて注目されるに至つた。

米、中立法に手をつける

これよりさき、去る五月のブラジル沖における米貨物船ロビン・ムーア號撃沈を手初めとして、九月に入り、アイスランド沖における米驅逐艦グリーア號襲撃、紅海における米貨物船ステイル・シーファラー號撃沈、パナマ國籍の米船船セッサ號撃沈事件があり、それによつて九月十九日、パナマ國籍で米政府所有と見なされる貨

物船ビンクスター號がアイスランド沖でドイツ潜水艦隊に撃沈され、米政府はこのビンクスター號事件を好機として中立法の修正に乗り出したのである。

九月二十二日、ハル米國務長官は「中立法の實質的修正には賛成である」と聲明し、翌二十三日、ルーズヴェルト大統領は「商船の武装を可能ならしめるため中立法の改訂を議會に要請する」旨を發表した。これは米國現行の中立法では、その一項に「米國商船が船内の秩序維持に必要な武器を除き他の一切の武装を禁止す」とあるからである。

かくして米政府は中立法に手をつけることになつたが、このことは既に早くからルーズヴェルト大統領が「大西洋上の通商路擁護のためには護送・哨戒以外にも方法を考慮中である」と聲明して、今日の商船武装の問題をほのめかしてゐたのである。かくの如く米國では、あらゆる手段を盡して大西洋上の援英補給路を確保せぬ限り、英本土の對獨防衛はいふまでもなく、四千六百万の英國民をドイツの逆封鎖戦術から救出する方法のないま

での窮境に陥つてゐる。従つて、外観は恰も米國がドイツの攻勢を受けて立つやうに見受けられるが、事實は全く相反し、ルーズヴェルト大統領も率直に言明してゐる通り、「公海上における米國商船攻撃については、どうのかうのと面倒なことを論じ合ふのが厭になつた。要するに、世界支配を企てる者の打破にあるのだ」といふ點にあつて、獨米關係のみでは明らかに米國の方が挑戰的であることは否めず、中立法修正のみならず、資産凍結問題・獨伊の在米領事館及び宣傳機關の撤廢・ソ聯への全面的援助・グリーンランド及びアイスランドへの進駐等々、數へれば限りがない。

商船武装の要請

一方、スターク米海軍作戦部長は九月二十四日、第二次武器貸與豫算に關聯のある海軍問題検討中の下院豫算小委員會に對して報告書を送つたが、その内容は次ぎの如きものといはれ、ドイツの海上封鎖に對し米側の護送

未だ及ばずとし、大量建艦を強調した。

「米國は北大西洋に、戦艦多數、驅逐艦多數及び巡洋艦多數を浮べてゐる他、更にアイスランドを根據地として無数の各種艦船を有してゐる。

米海軍は、現在必要な多數の艦船をアイスランド近海まで護送中であり、英海軍は同水域から英本國へこれらの艦船を護送してゐる。そして護送中の艦船の撃沈数は、過去二ヶ月間に著るしく低下した。しかし、この喪失割合はまだ米國造船所現在の能力を以てしては、その全部を補填することは出来ない。この事實は「発見次第射て」といふ我が海軍の新政策だけでは、對英援助海路を維持できないことを明確にしてゐる。即ち、この喪失を補填し、潜水艦の脅威に對處せんがためには、一層大量の商船及び海防艦その他これに類する驅逐艦艇を建造の必要がある。」

越えて十月九日に至り、ルーズヴェルト大統領は議會に教書を送り、速かに中立法を改正し商船武装を可能ならしめるやう要請した。

それに對し、ドイツ外務當局はつぎの見解を表明した

ドイツ秘密警察員一名と配下のノールウェー人二名を配置する無電局を發見し、ラジオ設備と食糧を沒收、目下局員及び前記ノールウェー船と乗組員を米本土へ連行中である。」

この事件は、米海軍によるドイツ支配下の人員收容の最初のものである點に重要性ありとされ、米政界はそれが西半球に對する最初のナチス侵入を意味するものとし、グリーンランドはデンマークの主權下に米國の保護國となつてゐる點を指摘し、問題のノールウェー人がデンマーク官憲の許可なくして上陸し無電局を設置したとすれば、それは明らかに違法であるとの獨善的な見解を下したのであつた。

かくて十月十七日となり、かねて下院で審議中の中立法改正にもとづく商船武装案は、いよいよ正式に通過して上院へ廻附されたが、日と同じうして米驅逐艦カーニー號が北大西洋で魚雷を受け、死者十一名、負傷者十名を出した旨が發表された。この米海軍當局の發表は、驅逐艦を自己が相當な損害を受けたことを物語るものであり、また今次大戦勃發以來、米水兵初めて被害だけ

のであつた。

一、米大統領の中立法修正教書は、大統領が戦争を求めつゝしかも陳腐な議論により、眞の意圖を隠匿しようとするる證左である。

一、大統領教書は、例により輻軸國を誹謗して自己の政策を正當化しようとしてゐるが、その主張も結論も絶対に根據のないことを思へば、米國大衆が果して何時までかゝる遣り日に我慢できるかや問題であらう。

ついで十月十一日、米海軍はグリーンランドにおいてドイツの無電局を發見し、局員以下二十名の關係者を捕虜として米本土へ護送中の旨、左の如く發表した。

「去る九月、グリーンランド近海を哨戒中の米艦は、六十噸のノールウェー船に出遭ひ擧げた結果、乗組員中二十名が氣象観測の目的でグリーンランドに無電局設置のため、ノールウェーのドイツ官憲によつて派遣されたものであることを突き止め、その中の一人はドイツ秘密警察員たることも判明した。

米海軍は、直ちにグリーンランド東海岸を探索したところ

に米國朝野はかなりの衝動を受けたのである。しかし大統領の發砲命令が出てから既に一ヶ月餘、その間米系商船撃沈のほかに米驅逐艦までが、いはゆる米國の防衛水域で攻撃され、しかも連日繰返へされるのではなく、一つの事件が忘れられた頃に他の新しい事件が発生し、手具懸引いて待つてゐても常に隙を狙はれてゐるといふ實情で、米海軍として重大な面目問題であるが、廣い海面のこととて手の施しやうがないといふ状態に置かれてゐる。商船の撃沈は商船の武装缺如に責めを歸して中立法改正に尻を持つてゆくことが出来るが、軍艦の損害に對しては、中立法の非を責めることは出来ないもの、カーニー號事件の副産物として中立法の戦争區域立入り禁止條項の改廢を促進することになつたのである。

交戦區域航行禁止の徹底

なほ十月二十一日に至り、米國務省當局は、去る十六日、米貨物船ボールド・ウェンチニア號がアイスランド近海で撃沈されたことを發表し、また大統領は、米國旗

を掲げてゐた米貨物船「ハイ號」が、十九日夜アフリカ西海岸赤道北で魚雷により撃沈された旨を告げ、しかもそれは獨潜水艦の所爲であるかにほのめかし、かやうな行爲に對する外交的抗議は、もはや無用であるとのハル國務長官の聲明を確認した。

かゝる相づく米船撃沈事件の責任問題に關し、ドイツ外務省と密接な關係を持つてゐるので有名なベルリーナ、ベルゼンツァイツング紙外交記者メゲル氏は、その責任が全く米側自身にある旨、二十四日の同紙上でつぎの要旨を強調した。

「米大統領は米國の中立法を犯してまで米船を危險區域中に航行させ、一方的に米船を英國の戦艦行爲のため意の儘に使用したのであり、加ふるに、それらの商船にパナマ國旗を掲げて航行させ、しかもパナマ國の權利を侵犯してこれらの商船を秘かに武装させ、英海軍の護送の下に、やがては獨領諸都市に投下され、獨國民を殺戮するであらうところの爆弾を満載して英國の池へ向つて航行させてゐたのである。かゝる敵性船を我々が拱手傍觀して、航行させると思ふものはあ

るまい。」
かくて中立法改正を目指す米商船武装案は、十月二十五日、第一回投票十二票對十一票、第二回投票十三票對十票を以て上院外交委員會を通過、また下院通過案は、上院外交委員會では中立法から商船武装禁止條項の撤廃のみならず、交戦區域航行禁止條項の撤廃をも決議するに至つたのである。

すなはち、去る七月アイスランド進駐によつて決定的な第一歩を踏み出した米國の大西洋政策は、九月の發砲命令で一段と飛躍を遂げ、さらに商船武装・英本土密港開始とともに、ドイツに對する「宣戰布告なき戦争」の最後の段階に突入する日が刻々に迫つて來たのである。
しかしながら、中立法改正の結果、當然起る問題は太平洋配備米艦隊の不足で、兩洋艦隊は未だ整備されず、米國は現在大半の艦隊を太平洋に釘付けにしてをり、米國の關心の大半は大西洋に向けられてゐるにも拘はらず、太平洋の艦隊の一部若くは大部分を大西洋に移動せしめ得ないところに、米國近來の惱みがあるのである。

ついで十月二十七日の海軍記念日に際し、ルーズヴェルト大統領は、發砲戦争は既に開始されたと稱し、極めて挑戰的な放送演説を行つた。米大統領の演説は、孤立派最後の牙城たる上院本會議が前述の商船武装ならびに交戦區域航行解禁に關する審議を開始した時日と同じうし、同法案の審議促進のため有力な掩護射撃を行ひ、去る九日の商船武装提案に關する教書を補強し、併せて軍需品生産擴充に對する勞資の協力、特に産業別労働組合(O. I. O.)の自制を要望したもので、その重點は國內輿論の統一にあり、外交政策の宣言としては一般に期待されてゐたほどには強硬でなく、僅かに半歩前進の體であつた、しかし、最初に發砲したのは獨側であると繰返し強調したが、これはことごとくに立至つては如何ともなし難いといふことを國民に印象づけ、將來全面的な参戰の場合、それは自衛上やむを得ない行爲であつて、責任はすべてヒトラー總統にあると主張する伏線に他ならず、今後米國の大西洋政策がますます強化されてゆくことを暗示するものと解された。

それに對し獨側は極度に憤激し、翌二十八日、米大統領は氣狂ひと考へるほかなしと、今までにない無遠慮な形容詞を使つて獨當局はつぎの通り應酬した。

「演説の内容からみると、ルーズヴェルト大統領は歴史始まつて以來の大嘘つきの大山師であり、厚顏無恥なること驚くべきものがある。彼の演説の眼目は二つあり、一はドイツが南米に對し侵略の野心があること、他はナチスの宗教を世界に宣布せんとする野心を持つてゐるといふ點である。

しかし、彼のいふ南米分割地圖なるものはたゞらめであり、ドイツの世界宗教論は十月初旬に英空軍が獨占領地域に撒布した宣傳パンフレットの總直しである。これは世界の宗教界を反獨陣營に捲き込むための宣傳であるが、グリーア號事件等の前例から考へてみて、米國が如何に虚構な證據をでつちあげるかは明らかであらう。

彼の厚顏無恥な演説の背後にあるのはユダヤ人である。ルーズヴェルト大統領がどんな政策を遂行しようと勝手だが、彼が米國人の夫や息子達をヨーロッパに送り、彼等を犠牲にしてユダヤの没落防止に狂奔しようとしてゐる事實をこゝに

指摘せねばならぬ。

獨米新危機に直面

ついで十月三十一日、米驅逐艦ルーベン・ゼームス號が獨潜水艦に撃沈された旨が、米海軍當局から發表され、この事件を契機として米國においても米獨外交關係の斷絶が論議されるに至つたが、ルーズヴェルト大統領、ハル國務長官ともにこの問題を慎重に考へてをり、最近こと大統領も米當局首腦部もナチス攻撃のため最大級の惡罵を平氣で放ち、また事實上大西洋では發砲戦争が開始されてはゐるが、三十一日、大統領自身も對獨斷交のことなしと言明した通り、米政府が直ちに對獨斷交を行ひ得ぬ理由として次ぎの點が指摘されてゐる。

- 一、發砲戦争の開始に引つゞき對獨外交關係を斷絶すること
- は、第一次大戦の二の舞を踏むものとしてルーズヴェルト外交の反對派によい攻撃材料を與へることになり、政府當局としては、米國內で參戰を承認しない分子の反動勃發も考慮しなければならぬ。外交關係の斷絶は、直ちに宣戰

布告となつて現はれるものとは限らないが、その先例もあることであり、また現今の米獨關係では宣戰布告にまで至ることは明瞭であるから、國內輿論の動向を氣にしてゐる政府側は、現在なほこれを斷行する時機とは見てゐないと傳へられてゐる。

一、對獨外交關係を斷絶すると、實際問題として米國はヨーロッパ大陸の殆んど全部の國々から外交官を引揚げなければならぬことになり、米國の歐洲情報網は遮斷され、將來戦争に参加しようとする米國として、情勢判斷に盲目も同様となる懸念が強い。現在ベルリンの米國大使館には百名近い館員が、歐洲情報とくに戦争情報蒐集に當つてゐるといはれ、この點からしても外交關係の斷絶は容易ならぬものとされてゐる。なほ、米國務省は駐獨大使を久しく空位のまゝとしてゐたが、去る十月二十八日、ベルリン駐在の米大使館參事官として國務省課長のブランド氏を新たに任命、現參事官を交代させることになつたと傳へられる。一、米國は未だ宣戰布告を斷行して對獨軍事行動を開始し得る時機に達してをらず、宣戰を意味する外交關係の斷絶を

行つても、そのつきに来るべき軍事行動へ直ちに切り得ない情況にあるものとみられてゐる。従つて、今後もしもたたり驅逐艦その他の艦艇を増強して商船護送を強化し、一方、商船を武装して大西洋の海戦を有利に展開させるより他に道はないと現地ではみられてゐる。

一方、ドイツ側からこの問題のみても、ドイツは交戰地域に侵入して来る軍艦或ひは船舶を容赦なく撃沈するとの態度を持つて臨んでゐるが、米國との戦争は欲せぬ旨を表明してをり、このドイツの方針には未だ根本的な變化がなく従つてドイツ側から積極的に對米外交關係の斷絶を通告し、米國內の戦争反對派の立場を困難ならしめるやうなことはすまいとの観測が傳へられてゐる。しかしながらその反面において、前述の如くルーズヴェルト大統領が海軍記念日に行つた強硬演説に對し、その後ドイツ側がこれに應酬するかの如くグリーンア號及びカーニー號事件に關する米國側の挑戰行爲を發表したことによつて、獨米關係は新たな危機に直面した形となつたが、十一月三日に至り、米國務省當局もロビン・ムー

ア號撃沈事件に關し約三百万弗の損害賠償要求をドイツが拒絶した旨の米獨間折衝經過を敢て發表したとと關聯させて、米獨間にいよいよ國交斷絶の危機が迫つたとする見方も、米國方面で相當多くなつて來てゐる。

内閣印刷局編纂

職員録

本書は、昭和十六年八月十五日現在の高等官、同待遇者及市の三役（六大都市は課長以上の職にある者）を編纂したものである。
昭和十六年八月十五日現在

八月十六日より十月二十二日に至る間の新任官以上並に之に準ずる職員の変動は、附録として掲載す。

A4判三九六頁 定價二圓 送料内地十四錢
内閣印刷局直賣所、各地
官報販賣所、書店にあり
内閣印刷局發行

週

組隣りちつがでん圍を報週

報

昭和十六年十月十一日

昭和三十六年十月十一日
三種郵便物認可
（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

日十月二十一日五十月一十出賣

一億が

債券買って

總進軍

附金増割

特別報國債券

一枚一圓

貯蓄債券

報國債券

日一月二十出賣

日一十三月二十出賣

大藏省・日本勸業銀行

（判[A5]格規定國はさき大の書本）